

意見書案第1号

高額療養費自己負担上限額引上げ計画の撤回を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『高額療養費自己負担上限額引上げ計画の撤回を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和7年3月28日

京田辺市議会

議長 河本 隆志 様

提出者 京田辺市議会議員 青木 綱次郎

〃 〃 岡本 亮一

〃 〃 増富 理津子

## 高額療養費自己負担上限額引上げ計画の撤回を求める意見書（案）

2025年度政府予算案には、患者が支払う高額療養費の自己負担上限額を、25年8月から、27年8月にかけて段階的に引き上げていく「見直し」が盛り込まれていた。政府はがん患者団体のみなさんをはじめ、国民の批判が広がる中で、2月末には、当初の「自己負担上限額引上げ」について部分的に修正を表明したものの、引き続き25年8月から自己負担上限額を引き上げる方針を示した。

しかし、国民の批判はおさまらず、さらに反対の世論が広がる中で、3月7日には、今年8月からの引上げを「凍結」し、今国会での高額療養費の患者自己負担上限額引上げを見送り、今年秋までに改めて方針を検討し決定すると表明し、25年度政府予算案を再度、修正するとされている。

政府は、予算案の再修正にとどまらず、閣議決定で2028年度までに実施するとして、高額療養費自己負担上限額の見直しが明記されている「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」そのものを再検討すべきである。

高額療養費の自己負担上限額が引き上げられると、低所得者はもとより、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼす。がんや難病の患者など、制度を利用する当事者の方々から、治療が受けられなくなる、生活が成り立たなくなる、生死に直結する治療の継続を断念しなければならなくなる、といった悲痛な声があがっている。

急激な物価高騰や、税、社会保障の負担増などで国民の暮らしがますます厳しくなっているなかで、高額療養費の自己負担額を引き上げること自体が、生死に直結する治療を必要とする国民に、治療断念を強いるものであり、著しく不適切である。

高額療養費制度は、がんや難病の患者をはじめ、治療が長期にわたる患者の方々にとって命綱であり、政府は制度の拡充こそ目指すべきである。

よって、政府に対し、高額療養費の患者自己負担上限額引上げについては、見送りや「凍結」ではなく、計画そのものを撤回することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣